**１　議題**

(1)　環境配慮指針（案）について  
(2)　目標指標（案）について  
(3)　重点地域指定(案)について  
(4)　清流基準（案）について

**２　審議概要**

（１）環境配慮指針（案）について  
1　 大きくなった水辺林については、伐採するなど一定の管理が必要ではないか。

|  |  |
| --- | --- |
|  | →水辺林はどうあるべきかといった点については、今よりもすばらしかった四万十川を取り戻すにはどうしたら良いのかといったことを検討する四万十ルネッサンス協議会やアドバイザー会議の場で議論していく。 |

2　 河床間隙水域の項目など表現の難しいところが見られる。

|  |  |
| --- | --- |
|  | →専門的な用語等をわかりやすい表現に改める。 |

3　 既設の堰堤でも、人命や財産に影響のない個所にある砂防ダムについては、スリット化を進め、河川へ土砂が供給されるよう努めて欲しい。  
4　 工事の手法や環境への配慮について住民に説明する場が必要では。

|  |  |
| --- | --- |
|  | →事業の工程で住民の方々等の意見を取り入れていくこととしている。具体的な進め方については、公共事業の所管課等で構成する協議会で話し合っていく。 |

5　 四万十川の保全には、広見川など愛媛県との連携が必要ではないか。

|  |  |
| --- | --- |
|  | →愛媛県や鬼北4町村には、委員会後、この指針をもって協力への働きかけを行っていく。 |

（２）目標指標（案）について  
1　 冬の青海苔を取っているところや干しているところ、柴づけ漁の柴をあげる光景は四万十川の一つの風物詩となっている。  
2　 最後の清流四万十川の特徴は、魚の種類が豊富な汽水域における川の恵みと生活とが一緒になっているところにあるのではないか。

（４）清流基準（案）について  
目標を達成するための手段や方法など、具体的な周知徹底が必要。今後どのように進めていくのか。

|  |  |
| --- | --- |
|  | →今回項目が絞られたので、次の春以降の施行時期に向け、どういったことをやったらいいのかといった点について今後詰めていく。 |

以上の討議、意見を経て、環境配慮指針、目標指標、重点地域指定、清流基準の４つの案については、了承。

その他  
中越委員から、文化庁の「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」において、四万十川は、伝統的な漁業・農業・集落及び祭り等が美しい四万十川を背景として一連の景観を形成しているものとして、502の候補の一つとして挙げられているとの報告があった。